

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第9回会議（定例会）

1 期日 令和7年12月18日（木） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時24分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
芦澤 直太郎

3 出席職員

教	育	次	長	井田	忠裕
教	育	次	長	細川	義浩

企画管理部

企	画	管	理	部	長	原	義明
学	校	危	機	管	理	鈴木	真一
教	育	総	務	課	長	鈴木	克之
教	育	政	策	課	長	鈴木	孝明

教育振興部

教	育	振	興	部	長	吉本	明広
教	育	振	興	部	次	赤池	正好
学	習	指	導	課	長	増田	武一郎
特	別	支	援	教	育	松見	和樹
教	職	員	課		長	和久	純
教	職	員	課	副	事	金親	秀樹

教育振興部

學習指導課主幹兼学力向上推進室長		西野	将司
同	主幹	吉村	政和
同	主席指導主事	宮本	和宏
同	指導主事	渡邊	泰彦
同	指導主事	小林	恭平
特別支援教育課教育課程指導室長		篠宮	輝幸
同	指導主事	越川	洋介
教職員課主幹兼小中学校人事室長		草刈	祥智
同	管理主事	樋口	清之
教職員課主幹兼管理室長		佐々木	恵
同	主席管理主事	青木	慎哉
同	管理主事	伊藤	忠幸

事務局

企画管理部教育総務課		山口	聖剛
主幹兼委員会室長			

同	副主幹	小合 基夫
同	主査	土屋 雄輝
同	主査	積田 さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 芦澤 直太郎 委員

6 令和7年度第8回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第57号議案から第64号議案までの議案8件、報告1の報告1件である。第60号議案から第64号議案までについては、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

9 審議事項

第57号議案 令和9年度千葉県県立中学校入学者決定の日程について
第58号議案 令和9年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程について

【学習指導課長】

第57号議案「令和9年度千葉県県立中学校入学者決定の日程について」及び第58号議案「令和9年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程について」併せて説明する。

入学者決定の具体的な方法等を定めた決定要項等について、来年度の定例教育委員会会議で諮る予定であるが、日程については、各学校において計画的で円滑な教育活動が行われるよう配慮し、本日、審議をいただくものである。

本議案は、「県立中学校管理規則」第25条の規定により、入学者決定の日程を決定するものである。出願期間の、インターネットによる志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間は、令和8年10月27日（火）から11月9日（月）、出願書類提出期間を令和8年11月16日（月）から18日（水）までとする。

一次検査は、12月5日（土）に実施し、発表は例年終業式前としているため12月16日（水）とする。二次検査受検候補者となった場合、志願者は、高等学校入学者選抜における調査書に相当する報告書や志願理由書等を、令和9年1月8日（金）から12日（火）までに志願する中学校に提出する。二次検査は、私学協会との申し合わせをもとに、日にち固定とし、検査を1月24日（日）に実施し、結果発表を2月1日（月）とする。

続いて「令和9年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程」について説明する。本議案は、「県立高等学校管理規則」第25条の規定により、入学者選抜の日程を決定するものである。

令和9年度選抜のうち、「一般入学者選抜等」について主な日程を説明する。出願期間の志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間は、令和9年1月12日（火）から2月1日（月）、出願書類（調査書等）提出期間は、2月2日（火）から2月4日（木）までとする。志願又は希望の変更受付期間は、2月9日（火）及び10日（水）とする。日程については、「志願者がゆとりある出願をできること」、「志願の変更等、志願者が家庭や学校で十分相談した上でできること」など、志願者及び学校にとって余裕のあるものとなるよう配慮している。

学力検査等の期日は、2月16日（火）、17日（水）の2日間とする。16日には、3教

科の学力検査を、17日には2教科の学力検査と各学校が設定する検査を実施する。追検査の期日は、2月25日（木）で、感染症罹患等やむを得ない理由により学力検査等を一部でも受検できなかった志願者を対象に実施する。

入学許可候補者の発表の期日は、3月2日（火）で、本検査と追検査とを併せて発表する。第2次募集等の日程、定時制の課程の追加募集の日程、通信制の課程の三期入学者選抜の日程、秋季入学者選抜の日程、通信制の課程の四期（秋季入学）入学者選抜の日程は記載のとおりである。

本日、議決されたら関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【芦澤委員】

県立中学校入学者決定の日程について確認したい。二次検査結果の発表の期日は固定しているということであるが、令和8年度は1月30日の金曜日であったが、令和9年度は2月1日の月曜日となっているのはなぜか。

【学習指導課長】

二次検査結果の発表の期日は、1月31日を原則としている。これは、2月1日から始まる私立の一般的な試験の前に発表するという趣旨がある。ただし、その発表日が土日にまたがる場合は、31日の前後に繰り上げる、または繰り下げるとしているためである。

【芦澤委員】

週末の前でも後でも可能であるならば、受検する生徒や保護者の方々の立場を考えて私立学校の入試日程を考慮し、今後は発表日を2月1日より前となるように配慮願いたい。

【貞廣教育長職務代理者】

採点の日程を短くすることで質の保障に支障が出ることも考えられる。採点の日程や学校側の事情も総合的に判断した結果であると理解している。

【貞廣教育長職務代理者】

第57号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第57号議案は、原案どおり可決する。

【貞廣教育長職務代理者】

第58号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第58号議案は、原案どおり可決する。

第59号議案 令和9年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考の日程について

【特別支援教育課長】

令和9年度の入学者選考の日程は、記載のとおりである。令和9年度の日程は、今年度実施の日程と大きな変更点はない。日程は、大きく3種類（グループ）あるため、日程の早い順に説明する。

まず一つ目は、高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の入学者選考となり、令和9年1月12日（火）、13日（水）に実施する。選考日を1月の早い時期に設定しているこのグループの対象校は定員を定めている学校となり、この選考で不合格となつた生徒が高等部普通科の受検を可能とするため、この時期に設定している。

二つ目は、高等部専門学科（千葉盲学校〔保健理療科〕）、高等部専攻科（千葉盲学校〔理療科、保健理療科〕）の入学者選考であり、令和9年2月2日（火）、3日（水）に実施する。選考日を2月初めに設定している理由は、あん摩・マッサージ・指圧師等の国家試験が、千葉盲学校を会場として2月下旬に実施される予定のため、その時期との直近及び重複を避けて日程を設定している。

三つ目は、幼稚部、高等部普通科、高等部専門学科（千葉盲学校〔総合生活科〕）及び千葉聾学校〔産業技術科、理容科〕の入学者選考であり、高等学校の入学者選抜と同日の令和9年2月16日（火）、17日（水）に実施する。なお、高等部専攻科（千葉聾学校〔理容科〕）は、2月17日（水）に実施する。

また、全ての選考において、感染症の罹患等により選考日に全部又は一部受検できなかつた者への受検機会を確保するため、追選考を実施する。

この選考日程は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のウェブページで公表する。なお、選考の要項は令和8年5月の教育委員会会議で諮る予定である。

【貞廣教育長職務代理者】

第59号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第59号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和9年度（令和8年度実施）以降の千葉県県立中学校入学者決定の改善点について

【学習指導課長】

今年度の高等学校入学者選抜は、配慮の必要な生徒の心理的負担等とならないよう、「調査書」から「出欠の記録」を含む4項目を削除した。このことを踏まえて、千葉県県立中学校入学者決定においても「報告書」の記載項目について検討を加えた。「報告書」とは、高等学校入学者選抜における「調査書」に相当するもので、12月の一次検査に合格した二次検査受検候補者が提出するものである。「報告書」の記載項目は、高等学校入学者選抜と同様の理由から、「出欠の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」の3項目を削除する。「総合所見及び指導上参考となる諸事項」は、「各中学校で行う学習活動への適性等を総合的に判定する」という県立中学校の入学者決定の趣旨を踏まえて、引き続き記載項目として残すこととした。なお、「報告書」の記載項目の精選は、現在の小学5年生が受検する令和9年度入学者決定から実施する。

【芦澤委員】

今回の変更は、高校に揃えるということで理解できたが、出欠の記録及び特別活動の記録や行動の記録の欄まで削除してしまうことによって、選考する際に学力偏重になってしまうことを危惧する。出欠の記録を気にするあまり、体調や気分が悪くても学校に行くことが第一の目的になってしまふことは防がなくてはならないが、クラブ活動や学校行事に積極的に参加したことや、それらの活動を通してコミュニケーション力や協調性等を高められたという子供たちをきちんと評価することはとても大事だと思う。今後は、総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に、特別活動の記録や行動の記録に関する評価を積極的に記述することを促していただきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

芦澤委員からお話があった内容について、これまでの検討プロセスの中で議論があつたのではないか。これまでの議論や今後の選考の考え方等について学習指導課長から補足願う。

【学習指導課長】

報告書の中から削除することでその部分の見取りができなくなるのではないかということは、議論の一つとしてあった。入学者決定の検査の面接等において、生徒のやる気や特性等について見取ることも可能である。また、今回残すことになった総合所見や指導上の留意点等において様々な表現が可能であり、今回の項目の削除により何かを見取れなくなるということはないとの結論に至った。

【貞廣教育長職務代理者】

メリットとデメリットを見極めて決断したことがわかつたが、芦澤委員の意見は非常に大切な視点でもあるため、各学校においてしっかりと受け止めていただくように周知願いたい。

報告1は終了。

委員報告 県立松戸向陽高校への視察について

【芦澤委員】

11月26日に県立松戸向陽高校へ視察したので報告する。

初めに校長から学校の概要説明を受けた。現在、630人の生徒があり、松戸秋山高校と松戸矢切高校が平成23年4月に統合され、福祉の学科が引き継がれている学校である。最寄り駅が北総線の秋山駅から徒歩7分で通学には便利な立地であり、JR線や東武線あるいは京成線からの乗り換えも便利なため、県内西部の各地からだけでなく東部は成田市からも通っているとのことである。1学年で6学級あり、そのうちの5学級が普通科、1学級が今回の視察の中心となった福祉教養科であるが、普通科にも福祉を学ぶ科目があり、福祉教育が充実しているという点が最大の特徴となっている。介護福祉士などの国家資格を取得して、将来、福祉の分野で活躍できる人材の育成に向けた様々な授業や、学校の内外で実習が行われている県内唯一の高校である。福祉教養科は、介護福祉士国家試験受験資格が取得でき、昨年と一昨年は全員合格という実績であったとのことである。また、介護職員初任者研修課程修了資格も取得でき、県内で唯一、福祉教育拠点校に指定されている。本校の他に福祉コースが設置されている学校はあるが、専門学科が設置されているのは県内唯一となっている。

1年生普通科の社会福祉基礎の授業では、生徒が手首におもりを巻いた状態で細かい作業をしたり、緑内障患者のように視野が狭くなる特殊な眼鏡をかけてみたりして、体の不自由な高齢者の感覚を疑似体験し、弱者への配慮や社会貢献への意識を普通科の生徒も学んでいたことが印象的であった。1年生福祉教養科の授業では、少人数のグループを組み、タブレットを活用しながら意見交換や相談をし合い、資格試験に向けての演習問題を楽しそうに解いていた。

最も特徴的だったのが、2年生福祉教養科の生活支援技術の実習であった。ベッドが並べられ、福祉施設に見立てた実習室で、施設利用者の高齢者の手をぬるま湯につけて指をマッサージしながら温める手浴を学んでいた。生徒同士が介護者と利用者の役を交代しながら、単にやり方を身に付けるだけでなく、声をかけ合い、体を触れ合うということを体験しながら、仲間や相手を認めたり、気持ちを理解したりする訓練をしていた。指導していた先生は、長い間、福祉の現場で経験していた方で、生徒に対して利用者への気持ちや接し方を気持ちを込めて伝えていたのがとても印象的であった。

施設では、他校とオンラインで接続できるプレザンルームや、利用者を車椅子に乗った状態から入浴介助する実習ができる部屋など、普通の高校にはない設備を見られた。高校生の時点から福祉の仕事を体験して資格の取得ができるという本校の存在は、教育機関としてのみならず、これから福祉施設を利用する県民や、福祉施設を運営する事業者にとっても極めて大切であると感じたが、校長からは、指導者の確保と実習に必要な設備の充実・維持が厳しいと伺った。福祉科の教員は、教員免許に加えて福祉の資格と看護士の資格と実務経験、さらに医療的ケアの講習の受講が必要であるとのことで、このような条件の揃う人物自体少なく、また、このような方々が学校で指導に当たるという意思を持ってくれるのかということを考えると確保は極めて難しいと感じた。そのため、県としては採用する際の条件を緩和する等の工夫をしていただきたい。また、設備面は、本校の他、福祉コースのある学校も含めて、約半数の学校の実習室にエアコンが設置されていないとのことであった。その環境において学ぶ生徒自身の健康や安全を守るという観点や、県民のケアをする人材を育成する場所としては極めて過酷な環境であると言わざるをえない。今回、初めて県立高校を視察したが、施設設備の点では、以前に視察した私立の学校と比べると一目瞭然であった。今回視察して見えた課題を改善に繋げる取組を考えていきたいと感じたところである。

【永沢委員】

生徒がとても明るく、このような若い人たちが介護の職に就いていただきたいと思ったが、福祉や介護の職は給料が低いため、進路を躊躇してしまうという現実があるではないか。その点は社会全体で考えていかなければいけないと感じたところである。

<傍聴・報道 退出>

第60号議案 市町村立小学校長の人事について
第61号議案 市町村立小学校長の人事について

教職員課副参事が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第62号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第63号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第64号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

令和8年1月14日 署名人